

第15回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	0
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号	1
議案第2号	2
議案第3号	3
(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	4
(4)非農地証明について	6
議案第6号	6
(5)非農地通知について	7
議案第7号	7
議案第8号	8
議案第9号	9
議案第10号	10
議案第11号	10
(6)農業経営基盤強化促進基本計画策定案について	11
その他	11
・その他	11
3 閉 会	12

○ 出席者

会長	15番	渡邊 浩正	
会員	1番	手塚 みち子	2番 篠木 薫
	3番	福田 一紀	4番 町野 位夫
	5番	佐藤 栄一	6番 石塚 英好
	7番	渡邊 晴夫	8番 大野 文子
	9番	君島 道夫	10番 阿久津 正一
	11番	福田 英一	12番 渡辺 正明
	13番	揚石 明	14番 佐藤 喜久男

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席議員数は15名となり、定足数に達してお

日 時 令和3年8月17日（火）15時00分
場 所 第一委員会室

りますので、会議は成立いたします。それではただいまから第15回農業委員会総会を開催いたします。(15:00)

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

(議長一任)

それでは議長より指名いたします。6番 石塚 英好 委員 8番 大野 文子 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

(なし)

ありがとうございます。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(2)、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る決定について、議題にします。

議案第1号

まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班1班長、4番 町野 位夫 委員お願いいたします。

○町野 位夫 委員 本日、午前9時00分から、委員3名、事務局2名の計5名で、農地法第3条4件、農地法第5条1件、非農地証明1件、非農地通知5件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、4番 町野 位夫 委員にお願いします。

○ 町野 位夫 委員（申請地位置説明）

現地は現在耕作されています。親子間の贈与ということで、何ら問題ないとみてまいりました。

皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 喜久男 委員 これは一括贈与ですか？一部ですか？

○事務局 はい。一括贈与です。

○佐藤 喜久男 委員 わかりました。

○議長 ほかにはありませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、申請人の代理人である5番 佐藤 栄一 委員の退室を求めます。（退室）

議案第2号

○議長 議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細の報

告を、12番 渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 正明 委員 (申請地位置説明)

現在水田になっており、農地の集積が目的とみられ、何ら問題ないとみてまいりました。

皆さまの慎重審議をよろしく願います。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○石塚 英好 委員 これは交換分合ですか？ただの交換ですか？

○事務局 交換です。

○石塚 英好 委員 わかりました。

○議長 それでは、ほかに質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号

○議長 議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、議案第3号の現地調査の詳細の報告を、12番 渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 正明 委員 (申請地位置説明)

現地周辺は畑です。第二号と同様に農地の集積が目的とみられ、何ら問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議をよろしく願います。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 喜久男 委員 これは金銭の絡む交換ですか。

○事務局 いえ、土地のみの交換です。

○佐藤 喜久男 委員 わかりました。

○議長 それでは、ほかに質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案が終了しましたので、5番 佐藤 栄一 委員の入室を求めます。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

つぎに、議案第4号と、議案書次ページ、付議事件(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定 議案第5号については、関連性の高い案件ですので一括審議とします。

それでは議案第4号と5号について事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは事務局より説明します。(議案書読み上げ)

議案第4号、申請目的・理由は、次のページの議案第5号の案件となっております。営農型太陽光発電設備のため、農地の空中部分に地上権設定の許可を申請するものです。今回の案件のように太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、太陽光発電設備の設置者は農地の空中部分を利用することから、農地法第3条第1項の許可を受けることが必要になります。

なお、農地法第3条第2項但し書きにより、農地法第3条第2項各号に列記

されている、全て効率要件、従事要件、下限面積要件等の要件を満たす必要がない案件になります。

また、農地法第3条の許可期間は、農地法第5条の一時転用の期間と同じく3年間となります。

続きまして、議案第5号の説明をいたします。(議案書読み上げ) 転用者は、譲受人の息子です。田 1,714 m²のうち、0.31 m²を使用貸借し、営農型太陽光発電施設として、3年間の一時転用をする案件です。

営農型太陽光を設置する場合は、支柱部分のみを転用することになっており、一般的な許可期間は3年になります。許可期間の終了後も継続して設置することが可能で、継続する場合は適正に営農されていれば再度申請手続きをとることができます。

土地利用計画の内容につきましては、申請地は日当たりが良く、太陽光発電設備に適しており、太陽光パネル216枚、パネル出力81キロワット、支柱の高さは2.5メートルから2.79メートルで、パネル角度は10度となっております。パネル下部では、榊栽培の営農計画書が添付されております。

パネルを設置しない部分については、引き続き水稻栽培を行います。

営農計画書、支柱の高さなど、農林水産省農村振興局長通知に基づく要件を満たしていると判断いたしました。

よって申請地は農振・農用地域内の農地ですが、下部において営農を継続して設置する営農型太陽光発電設備に該当し、一時転用の許可は可能です。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、議案第4号、5号の現地調査の詳細の報告を、1番 手塚 みち子 委員にお願いします。

○手塚 みち子 委員 (申請地位置説明)

周辺の方々の同意も取れており、現地はきれいに耕作されているため問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 4.5 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一 委員 一筆の一部に地上権を設定するという事は、登記上はできないと思いますが、当事者間の設定ということでしょうか。

○事務局 登記まではしないかと思われそうです。そのようです。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○佐藤 喜久男 委員 支柱の総面積が 0.31 m²ということですが、間違いありませんか。

○事務局 はい。

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。議案第 4.5 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 非農地証明について

○議長 付議事件(4)非農地証明について、議題にします。

議案第 6 号

○議長 議案第 6 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、議案第 6 号の現地調査の詳細の報告を、4 番 町野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫 委員 (申請地位置説明)

現地は平成11年3月に建物が建っており、現在に至るまで宅地として利用されています。登記が田のままとなっているため、今回の申請となりました。

皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第6号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一 委員 当時許可をださないままそのままになってしまった案件ということでしょうか。

○事務局 申請人が公共団体であるため、地目変更をしていなかったための証明願となります。

○佐藤 栄一 委員 許可が不要ということであれば、総会にかけることも不要なのではないでしょうか。

○事務局 法務局で地目変更の際に必要ということでした。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○石塚 英好 委員 今後、このような案件が見つかった際には、早急に地目変更の手続きをするよう求めるのがよろしいかと思えます。

○議長 ほかに質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5) 非農地通知について

続いて付議事件(5) 非農地通知について議題に供します。

議案第7号

○議長 議案第7号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。次に現地調査の詳細報告を、12番 渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 正明 委員（申請地位置説明）

現地は入れるようなところもなく、耕作も不可能な場所であったり、耕作困難な場所であったり、立ち入ることができない場所でありました。

皆さまの慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一 委員 地籍調査は入っていないのでしょうか。

○事務局 確認します。

○議長 暫時休憩といたします。

○議長 再開します。

○事務局 昭和60年、平成元年に地籍調査が入っています。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○議長 ほかに質問ございませんようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第8号

つぎに議案第8号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 次に、議案第8号の現地調査の詳細の報告を、1番 手塚 みち子 委員にお願いします。

○ 手塚 みち子 委員 （申請地位置説明）

入っていくのも難しく、作付けは困難な土地ですので、非農地通知はやむを得ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第8号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。これより採決いたします。

議案第8号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第9号

つぎに議案第9号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 次に、議案第9号の現地調査の詳細の報告を、12番 渡辺 正明 委員
に申し上げます。

○ 渡辺 正明 委員 （申請地位置説明）

第8号議案の隣接地となり、入っていくのが困難な土地であるため、非農地通知はやむを得ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第9号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。これより採決いたします。

議案第9号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 10 号

つぎに議案第 10 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 次に、議案第 10 号の現地調査の詳細の報告を、4 番 町野 位夫 委員
にお願いします。

○町野 位夫 委員（申請地位置説明）

現状は草刈り、除草はされているような様子でしたが、機械や軽トラが入れる
ような道はなく、耕作は困難です。非農地通知はやむを得ないとみてまいりま
した。皆さまの慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 10 号について、
質疑意見等を求めます。

○佐藤 栄一 委員 ここは公図が混乱しているようですが場所の特定はでき
ましたか。また、第 2 種農地となっていますが第 3 種農地ではないですか。

○事務局 税務課の地番図にて特定しました。また、こちらは第 3 種農地です。
訂正をお願いします。

○議長 ほかにございませんか。これより採決いたします。

議案第 10 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 11 号

つぎに議案第 11 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 次に、議案第 11 号の現地調査の詳細の報告を、1 番 手塚 みち子 委員
にお願いします。

○ 手塚 みち子 委員 (申請地位置説明)

管理はされていますが、農地としての利用は困難であり、非農地通知はやむを得ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしくお願ひします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 11 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。これより採決いたします。

議案第 11 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(6) 農業経営基盤強化促進基本計画策定案について

○議長 付議事件(6)、農業経営基盤強化促進基本計画策定案に関する意見決定について、議題にします。それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 それでは質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。

原案通り同意するとしてよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり異議無く同意するをいたします。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いいたします。

・その他

○事務局 長井・幸岡地内の電線張替えのための一時転用

農地パトロールの変更点説明

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。